

総裁選挙における選挙運動について

平成30年8月27日

I. 総裁選挙における選挙運動の規程

1. 総裁公選規程 — 第12条 — (選挙運動等)

総裁選挙における選挙運動は、党本部管理委員会の定めるところによりこれを行うものとし、それ以外の選挙運動は、何人もこれを行ってはならない。

2 何人も、選挙の清潔、明朗及び公正を害する行為を行ってはならない。

3 選挙期間内において党の名誉を著しく損ねる行為が認められる場合は、党本部管理委員会は党紀委員会の審議の対象として要請することができる。

2. 総裁公選実施細則 — 第8条 — (選挙運動等)

党本部管理委員会は、党機関紙への所見掲載のほか、演説会の開催、報道機関の利用等党営による選挙運動の実施を図るものとする。

2 党本部管理委員会は、各種報道機関の記事掲載、企画への出演等の取扱いについて、これが平等、公正に扱われ、かつ黨員間の感情的対立をああおることのないよう、十分な配慮をしなければならない。

3 党本部管理委員会は、総裁選挙の清潔、明朗及び公正を害すると認められる行為があった場合には、その行為を行った者及び関係者に対して、注意、警告、公表又は党紀委員会への提訴の措置を執ることができる。

4 都道府県管理委員会は、当該都道府県内において前項の行為があったと認める場合には、党本部管理委員会にこれを通報し、同項の措置を執るべきことを要請することができる。ただし、前項の措置を要請するいとまがない場合には、都道府県管理委員会は同項の措置に代わる必要な措置を執ることができるものとし、当該措置を執ったときは、速やかに、党本部管理委員会に報告するものとする。

Ⅱ. 党本部管理委員会が定める選挙運動

1. 党本部管理委員会の下で行う選挙運動

(1) 候補者の所見掲載 <広報>

総裁公選規程第11条2項に基づき、候補者の所見を党機関紙「自由民主」に掲載し、全選挙人に発送する。

(党機関紙に掲載する所見原稿、経歴文書、候補者顔写真は、候補者推薦届出の際に、推薦人代表が他の書類とともに提出)

※広報担当の委員…馳委員

(2) 国会議員を対象とする候補者の所見発表演説会 <演説会>

- ① 9月7日(金)13時より、党本部8階ホールにて行う。
- ② 候補者の持ち時間は1人20分とする。
- ③ 党本部管理委員会が立ち会う。
- ④ 国会議員以外の聴衆に交付する整理券は、候補者事務所等に配布する。
- ⑤ 場内の秩序維持の申し合わせを行う。

※演説会担当の委員…森委員、八木委員、磯崎委員

(3) 候補者記者会見 <報道>

- ① 9月7日(金)15時より、党本部901号室にて行う。
- ② 党本部管理委員会が立ち会う。

※報道担当の委員…野村委員

(4) 演 説 会 <演説会>

- ① 党本部管理委員会主催の演説会を開催する。
- ② 演説会担当の委員が具体案を策定し本委員会で決定する。

(5) 基幹組織からの要請に基づく公開討論会 <演説会>

青年局・女性局共催による公開討論会は、基幹組織が行う討論会としてこれを許可する。

- ① 開催は9月9日(日)14時～15時30分とする。
- ② 党本部8階ホールにおいて行う。
- ③ 党本部管理委員会が立ち会う。

(6) 日本記者クラブ主催の公開討論会 <報道>

日本記者クラブより、同クラブ主催の公開討論会についての要請があった場合は、開催に向け調整する。(従来はNHKによる全国中継あり)

- ① 9月8日(土) 13時～15時、日本プレスセンターにて行う。
- ② 党本部管理委員長、同代理及び報道担当の委員が同席する。

(7) テレビ・インターネット番組等への出演 <報道>

- ① テレビ局等による候補者への出演依頼の対応は、党本部管理委員会が行う。
- ② 出演時間等、具体的な事項については報道担当の委員の下で調整する。

(8) 広報活動について <広報>

総裁選挙を盛り上げ、党のイメージアップを図るための対応を、広報担当の委員を通じて広報本部に要請する。

2. 候補者(陣営)独自の選挙運動

(1) 演説会等の実施

- ① 党本部管理委員会主催による演説会のほか、候補者(陣営)独自の演説会等の実施を認める。
- ② 候補者が独自の演説会を開催する場合は、党本部管理委員会(演説会担当)に事前に届け出ることとする。

(2) 政策文書(ビラ、パンフレット等)の製作、配布

政策文書(ビラ、パンフレット等)の製作、配布を認める。(ただし、郵送等による配布は不可)

(3) インターネットによる選挙運動

インターネットによる選挙運動を認める。

(4) 報道機関によるインタビュー等への対応

- ① 報道機関からの要請に応じ、インタビュー等への対応を認める。
ただし、別に党本部管理委員会から報道機関に要請する「公平・公正な報道」に叶った企画に限る。(特定の候補者に限った企画は不可)
- ② 候補者がインタビュー等に応じる場合は、党本部管理委員会(報道担当)に事前に届け出ることとする。

3. 禁 止 事 項

- (1) 書籍、色紙等物品を配布すること。
- (2) 文書類を郵送等で送付すること。
- (3) 党機関紙「自由民主（個人版）」を利用して選挙運動や候補者の支援を行うこと。
- (4) 投票用紙（復信はがき）を集めること。
- (5) その他金をかける行為。
- (6) 都道府県支部連合会が特定の候補者を支援すること。

Ⅲ. 選挙運動に関する留意点

(1) 党本部管理委員会が定める選挙運動に候補者が出席できない場合の特例

- ① 候補者が、傷病等やむを得ない事情により、党本部管理委員会が定める選挙運動に出席できない場合は、その旨を文書により党本部管理委員会に届け出るものとする。
- ② 党本部管理委員会が候補者の欠席を認めた場合、当該候補者の推薦人代表（総裁公選規程第10条第2項の届出を行った者）に限り、代理出席を認めるものとする。
ただし、テレビ出演等、党以外の組織が関わる企画における代理出席の可否は、当該組織との調整による。

(2) 報道機関への対応

- ① 報道機関に対して、厳正中立な報道を求める趣旨の要請文書を送付し、選挙が公平・公正に行われるよう協力を呼びかける。
- ② 選挙の公平・公正の観点から、都道府県管理委員会に対し、マスコミ対応に関する必要な措置を求める。
- ③ 党所属国会議員に対し、選挙期間中のテレビ出演について、党本部管理委員会（報道担当）に事前に届け出るよう要請するとともに、各種のアンケート取材については自粛を促す。このほか、必要に応じてマスコミ対応に関する通知を行い、選挙の公平・公正の徹底を図る。

IV. 候補者（陣営）に対する便宜供与

（１）宣伝車の貸与

- ① 選挙期間中は、党本部の宣伝車を各候補に１台貸与することができることとする。
- ② 都道府県支部連合会に対し、候補者（陣営）から求めがあった際、公平性に留意しつつ支部連合会の宣伝車を貸与するよう要請する。

（２）党本部の会議室の貸与

- ① 党本部の会議室を各候補者に１室貸与することができることとする。
- ② 付帯設備は以下のとおりとする。
 - 電話３台
 - 複合機１台
 - ホワイトボード１台
 - 冷蔵庫１台
 - テレビ１台
 - Blu-rayレコーダー１台
 - インターネット用１回線、LANケーブル３本、ハブ１台

※ 上記以外の設備を設置する場合は、候補者側負担とする。

【各候補者への抽選（宣伝車・会議室）】

日 時： ９月 ７日（金） 候補者推薦届出・受付終了後

１０時 ３０分 目途

場 所： 党本部 ８階 リバティ喫茶

（３）選挙人名簿の取り扱い

選挙人名簿は、従来同様、候補者に貸与することができることとする。選挙人名簿貸与については、以下のとおり定める。

- ① 日 時： ９月 ７日（金） １１時以降
- ② 場 所： 党本部 １０１号室
- ③ 手続き： 候補者側担当者が、党本部管理委員会事務局（３階）で受付を行い、党本部経理局（２階）において所定の経費を納入。その後、１０１号室にて管理委員会事務局に署名・捺印した借用書を提示し、選挙人名簿を受け取る。

（４）カフェ・スタの使用

党本部 １階のカフェ・スタを、以下の条件で使用することを認める。

- ① 期 間： ９月 ７日（金）～ ９月 １９日（水）
- ② 時間帯： １０時～ ２１時（ただし、９月 ７日は正午～ ２１時）
- ③ 制限等： １回の放送は ３０分以上。期間中の総放送時間は ２時間以内。
放送日・時間の予約は党本部広報本部への先着順。

以 上